

資料編

1 区民等の意見の反映

区民（被保険者）、医療関係者、介護事業者、学識経験者等により構成される介護保険運営協議会における検討結果を踏まえ、計画を策定しています。また、区民意見反映（パブリックコメント）制度に基づき、計画素案段階で区民から意見を募集し、計画への反映に努めています。

さらに、本計画の策定にあたっては、区内在住の高齢者、要介護認定者、これから高齢期を迎えられる方、特別養護老人ホームの入所待機者、区内の高齢者向け施設の入所者の方、介護サービス事業所を対象とした「練馬区高齢者基礎調査」のほか、「在宅介護実態調査」および「施設整備調査」を実施しました。（9ページ参照）

（1）介護保険運営協議会

①練馬区介護保険条例（抜粋）

第3章 介護保険運営協議会

（設置）

第6条 介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として、練馬区介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項について審議し、答申する。

- （1）法第117条第1項の介護保険事業計画および老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の老人福祉計画に関する事項
- （2）その他介護保険事業の運営に関する重要な事項

（組織）

第7条 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員25人以内をもって組織する。

- （1）被保険者
- （2）医療保険者（法第7条第7項に定めるものをいう。）の職員
- （3）医療従事者
- （4）福祉関係団体の職員または従事者
- （5）介護サービス事業者（法第4章により保険給付の対象となる事業を行うものをいう。）の職員
- （6）学識経験者

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第9条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

②練馬区介護保険条例施行規則（抜粋）

<p>第3章 介護保険運営協議会 （介護保険運営協議会の構成）</p> <p>第6条 条例第7条に規定する練馬区介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）の委員の構成は、つぎのとおりとする。</p> <p>(1) 被保険者 8人以内 (2) 医療保険者の職員 1人以内 (3) 医療従事者 1人以内 (4) 福祉関係団体の職員または従事者 6人以内 (5) 介護サービス事業者の職員 7人以内 (6) 学識経験者 2人以内 (会長)</p> <p>第7条 協議会に会長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議)</p> <p>第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

③開催の経過

回数	開催日・会場	主な検討内容
第1回	平成27年7月17日（金） 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 委員委嘱および紹介 ② 区幹事および事務局紹介 ③ 会長・会長代理の選出 ④ 介護保険運営協議会について ⑤ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ⑥ 土地収用による買い取り等により生じる譲渡所得に係る介護保険料の減免について ⑦ 介護保険サービスの利用について
第2回	平成27年11月6日（金） 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 委員委嘱 ② 介護サービス事業者からの報告 ③ 医療・介護連携シートの配布について
第3回	平成28年5月27日（金） 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の重点事業の進捗状況報告 ② 介護人材育成事業について ③ （仮称）区政改革計画（素案）について
第4回	平成28年7月27日（水） 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について ② 高齢者基礎調査について

回数	開催日・会場	主な検討内容
第5回	平成28年11月1日(火) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にかかる諮問 ② 第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に向けた調査について ③ 高齢者基礎調査について ④ 検討課題と分科会の設置について ⑤ 国における介護保険制度の見直しの動向について ⑥ 練馬区公共施設等総合管理計画(素案)
第6回	平成29年3月30日(木) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 練馬区高齢者基礎調査の結果(速報)について ② 平成29年度の主な取組について ③ 国における介護保険制度の見直しの動向について
第7回	平成29年4月26日(水) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ・人口推計等(暫定版)について ・施策案 医療と介護の連携強化 ・施策案 認知症高齢者への支援の充実 ② 練馬区在宅介護実態調査の結果(速報)について
第8回	平成29年5月24日(水) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ・施策案 自立を支える介護予防と生きがいをづくりの推進 ・施策案 ひとり暮らし高齢者を支える地域との協働の推進 ② その他 ・「医療と介護の相談窓口」における相談内容について
第9回	平成29年7月6日(木) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ・施策案 在宅で暮らし続けられる地域に密着したサービスの充実 ・施策案 自分にあった住まい・施設の選択と介護人材対策の推進 ② その他 ・第7期介護保険事業計画に関する基本指針(案)について ・ランドデザイン構想について ・練馬の介護保険状況について
第10回	平成29年8月28日(月) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ・答申(たたき台)について ・検討結果報告書(練馬区地域包括支援センター運営協議会・練馬区地域密着型サービス運営委員会) ・今後の検討スケジュールについて
第11回	平成29年10月26日(木) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ・答申(案)について ・計画(素案)の概要について

回数	開催日・会場	主な検討内容
第12回	平成29年11月21日(火) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ・計画(素案)について
第13回	平成30年2月7日(水) 練馬区役所本庁舎5階 庁議室	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ・第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)に寄せられた意見と区の考え方について ・第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について
第14回	平成30年3月29日(木) 練馬区役所本庁舎20階 交流会場	① 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

④第6期練馬区介護保険運営協議会委員名簿

(委員定数：25名 任期：平成27年7月1日～平成30年6月30日)

※ ◎:会長 ○:会長代理

(敬称略)

選出区分	氏名	所 属	
被保険者 (8人以内)	井上 昌知	公募委員 (春日町在住)	
	岩月 裕美子	公募委員 (高野台在住)	
	岩橋 栄子	公募委員 (旭町在住)	
	腰高 文子	公募委員 (中村北在住)	
	斎藤 晃子	公募委員 (石神井台在住)	
	嶋村 英次	公募委員 (中村在住)	
	高原 進	公募委員 (光が丘在住)	
	堀木 正宏	公募委員 (関町東在住)	
医療保険者 (1人以内)	小池 敏夫	日本情報機器健康保険組合 常務理事	
医療従事者 (1人以内)	白戸 千昭	練馬区医師会 副会長	平成28年6月25日まで
	本多 一義	練馬区医師会 副会長	平成28年6月26日から
福祉団体の 職員または 従事者 (6人以内)	室地 隆彦	練馬区社会福祉協議会 常務理事・事務局長	
	大島 光昭	大泉町地区民生・児童委員協議会 会長	平成28年11月30日まで
	長谷川 和雄	練馬区民生児童委員協議会代表副会長	平成28年12月1日から
	増田 時枝	練馬区老人クラブ連合会 会長	
	矢形 裕美	練馬地域包括支援センター 桜台支所 主任介護支援専門員	
	勝又 勝	練馬区社会福祉事業団 常務理事	平成29年12月31日まで
	西村 奨	練馬区社会福祉事業団 理事長	平成30年1月1日から
	川島 一夫	練馬区シルバー人材センター 会長	平成29年6月23日まで
山下 越子	練馬区シルバー人材センター 会長	平成29年6月24日から	
介護サービ ス事業者の 職員 (7人以内)	中村 哲郎	医療法人財団 秀行会 理事長	
	中迫 誠	関町特別養護老人ホーム 施設長	
	大嶺 ひろ子	大泉学園高齢者グループホーム まささんの家 ホーム長	
	今村 純一	居宅介護支援事業所 カインド 所長	
	中村 紀雄	ほっと・氷川台デイサービスセンター 顧問	
	澤 幸広	(株)ケアサービス伊東 専務取締役	平成29年3月31日まで
	山添 友恵	(株)メディカル・アート 取締役	平成29年4月1日から
学識経験者 (2人以内)	◎市川 一宏	ルーテル学院大学 学事顧問・教授	
	○内藤 佳津雄	日本大学文理学部 教授	

(2) 区民意見反映制度に基づく区民の意見の募集等

区民意見反映（パブリックコメント）制度に基づき、第7期計画（素案）の周知および区民の皆様からご意見を募集するとともに、区民説明会等を行いました。

【提出された意見数等】

意見数 108 件（意見提出者 39 名・5 団体）

① 区民意見反映（パブリックコメント）制度

ねりま区報（平成29年12月11日号）および練馬区公式ホームページにより、第7期計画素案に関する意見を募集しました。

【意見の募集期間】

平成29年12月11日～平成30年1月19日

【第7期計画素案の縦覧場所】

練馬区役所、区民事務所（練馬を除く）、図書館、総合福祉事務所（練馬を除く）、はつらつセンター、敬老館、高齢者相談センター支所

② 区民説明会

【開催場所、日程および参加者数】

	開催場所	開催日	参加者数
第1回	光が丘区民センター	平成30年1月9日	12名
第2回	勤労福祉会館	平成30年1月10日	9名
第3回	関区民センター	平成30年1月12日	8名
第4回	練馬区役所	平成30年1月13日	26名

③ 関係団体等への説明

以下の関係団体等へ第7期計画素案について、個別に説明を行いました。

- ・練馬区町会連合会
- ・民生・児童委員正副会長会
- ・練馬区シルバー人材センター
- ・練馬区医師会
- ・練馬区歯科医師会
- ・練馬区薬剤師会
- ・在宅療養推進協議会専門部会
- ・練馬区介護サービス事業者連絡協議会
- ・特別養護老人ホーム施設長会
- ・都市型軽費老人ホーム施設長会

- ・練馬区主任介護支援専門員協議会
- ・練馬ケアマネジャー連絡会
- ・練馬介護人材育成・研修センター運営協議会
- ・練馬区社会福祉協議会
- ・権利擁護センター運営委員会
- ・はつらつセンター利用者懇談会
- ・敬老館利用者懇談会
- ・練馬E nカレッジ地域福祉パワーアップカレッジねりま
- ・練馬の介護保険を考える会
- ・練馬区地域包括支援センター運営協議会
- ・練馬区地域密着型サービス運営委員会

2 庁内組織による検討

計画策定にあたり、区職員から構成される練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を設置し、全庁的に検討を行いました。

また、第7期計画における6つの施策の方向性について、実務担当者により構成される3つの分科会を設け、集中的に検討しました。

平成 27 年 10 月 1 日

27 練福高第 1148 号

練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の設置

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8および介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づき、練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定および進行政管理を行うに当たり、庁内の総合的な調整および情報の共有化を図るため、練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、つぎに掲げる事項を所掌する。

- (1) 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定方針の検討に関すること。
- (2) 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の内容の検討に関すること。
- (3) 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況の把握に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、高齢施策担当部長とする。
- 3 副委員長は、福祉部長および健康部長とする。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長のうち委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

(分科会の設置および構成等)

第5条 委員会には、特定事項の調査および検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会の構成および運営等に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高齢施策担当部高齢社会対策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

付 則 (平成28年7月13日 28練福高第780号)

この要綱は、平成28年7月13日から施行する。

付 則 (平成29年5月12日 29練福高第281号)

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。

別表 (第3条関係)

企画部	企画課長
危機管理室	区民防災課長
区民部	国民年金課長
産業経済部	経済課長
地域文化部	地域振興課長
	文化・生涯学習課長
	スポーツ振興課長
福祉部	管理課長
	生活福祉課長
	障害者施策推進課長
	光が丘総合福祉事務所長
高齢施策担当部	高齢社会対策課長
	高齢者支援課長
	介護保険課長
健康部	健康推進課長
	北保健相談所長
地域医療担当部	地域医療課長
	医療環境整備課長
都市整備部	住宅課長

練馬区
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
第7期（平成30～32年度）

発行 平成30年（2018年）3月

編集・発行

練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課

所在地 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1

電話 03-5984-4584（直通）

FAX 03-5984-1214

電子メール koureitaisaku02@city.nerima.tokyo.jp